

弓削商船高等専門学校リスクマネジメント方針

令和2年6月18日制定

校長裁定

1 基本理念

本校は、教育、研究その他の学校運営に影響を及ぼす事象又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、本校におけるリスクマネジメント体制及び対処方法等を定めることにより、学生、教職員、船員及び保護者並びに地域社会その他関係者の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすため、リスクマネジメントを推進します。

2 基本方針

本校は、学生、保護者及び地域社会その他関係者の方々の観点に立ち、次の三点をキーワードに掲げ、学校をあげてリスクマネジメントに取り組みます。

(1) 危機の予知・予測

過去に発生した事例から、危機管理の原因や経過等を分析・検討することにより、危機の予知・予測に努めます。

また、学生や社会環境、自然環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し予知・予測に努めます。

(2) 危機の防止又は回避・危機対処の諸準備

平常時における、学生、教職員及び船員に対する教育等を実施するほか、施設・設備に関する定期的な点検等を行うなど、危機への未然防止に向けた取り組みを行います。

(3) 危機発生時の対処

危機が発生した場合、「生命の尊さ」を優先し、学生等の安全確保を図るとともに、教職員及び船員が一致協力して危機に対処します。

3 教職員及び船員の行動方針

- (1) 継続的なリスクマネジメントを通じて、社会的評価を向上させます。
- (2) リスクに関連する社会的な要請に耳を傾け、リスクマネジメントに反映させます。
- (3) リスクが顕在化した場合には、責任のある行動をとるとともに、社会的な説明責任を果たします。
- (4) 地域社会等のステークホルダーの安全、健康及び利益を損なわないよう行動します。
- (5) 学生、教職員及び船員の安全及び健康並びに経営資源の保全を図ります。
- (6) 非常時や緊急時においては、組織の機能を維持し、迅速な復旧を図ります。
- (7) 災害時には、人命の尊重を第一に捉え地域社会と連携し、事業の継続を図ります。
- (8) リスクマネジメントについての教育や訓練等の啓発活動を行うとともに、リスク情報を共有化することにより、学生、教職員及び船員のリスクに対する取組意識の醸成を図ります。